

## 総合計画審議会の役割と目的

### 1 役割

総合計画審議会は、市の復興総合計画に、市民の意思を反映するとともに、多角的かつ専門的な知識を導入するため、学識経験を有する方・各種団体の役職員・市民を委員として20名で構成され、**復興総合計画後期基本計画（案）を審議**いただき、市に対し必要な提言として「答申」を行います。

### 2 目的：復興総合計画後期基本計画（案）の審議・答申

市は、市総合計画に市復興計画を包含した市復興総合計画**前期**基本計画を2015（H27）年3月に策定し、これまで「復興事業の優先的実施」を最重点施策に位置づけて取り組んでまいりました。加えて、「南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2016（H28）年2月に策定し、人口減少対策にも取り組んできました。

しかし、災害からの復興を背景とした社会情勢は刻々と変化しており、市内においては特に小高区を中心として出されていた避難指示が一部を除き解除されるなど、改めて前期基本計画の進捗状況を検証し、計画を見直す必要が生じました。

これらの課題、見直しへの対応にはスピードが求められるため、後期基本計画の着手を1年前倒しし、かつ社会情勢の変化をいち早く反映できるようにするため4年間の計画期間に改め、2019（H31）年度からスタートさせる「後期基本計画」を南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨を包含し策定することとしました。

【新たな復興総合計画の計画期間】



【基本構想】  
市の最上位計画である総合計画において、本市が目指す都市将来像、まちづくりの目標、基本指針及び土地利用の基本的な考え方を示すものです。

【基本計画】  
基本構想を実現するための手段を総合的・体系的に示すものであり、目標達成のための基本施策や基本施策ごとの現状や課題を掲げ、基本施策の方向と体系を示すものです。

【実施計画】  
基本計画を実現するための具体的な計画で、基本計画における施策を実現するために実施する事務事業を示します。

## 参考1 復興総合計画とは

- (1) 目指すべきまちの将来像やまちづくりの進め方などを示す計画
- (2) 市民と行政と一緒にまちづくりを進めていくための目標や指針を示す計画
- (3) ずっと住み続けられる市を目指し、市政運営の総合的な経営の指針となる計画

復興総合計画は、市の最上位の計画  
各部署で作成する計画や実施する事業は、復興総合計画に基づいて行われています。

## 参考2 復興総合計画の構成

復興総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」と、  
具体的施策を示す「実施計画」の3層で構成しております。

